

## 深谷市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 深谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。また、交通会議は交付要綱第3条の規定に基づく協議会を兼ねるものとする。

### (事務所)

第2条 交通会議は、事務所を埼玉県深谷市仲町11-1に置く。

### (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議並びに実施に掛かる協議及び連絡調整並びに事業の実施に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 鉄道事業者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 関東運輸局長（埼玉運輸支局長）又はその指名する者
- (6) 埼玉県、道路管理者、埼玉県警察
- (7) 深谷市職員のうち交通会議会長が指名する者
- (8) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- (9) 深谷市副市長

### (役員の数及び選任)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

- 2 会長は、深谷市副市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。
- 4 会長、副会長及び監事は、兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。
- 4 監事は、交通会議の会計を監査する。

(委員任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議は、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 交通会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 第6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(小委員会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の庶務及び業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、深谷市都市整備部都市計画課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 交通会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第14条 交通会議に監査委員を2名置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第15条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年〇月〇日から施行する。

